

国立大学法人 鹿児島大学

学長 永田行博 殿

非常勤職員就業規則等の改正についての意見

郡元事業場過半数代表者 小栗 實

(1) 非常勤職員就業規則の改正、(2) 育児休業等規則の改正、(3) 介護休業等規則の改正は、非常勤職員の育児休業・介護休業・看護休暇を、法の改正に基づき拡大する目的での改正であり、基本的に異論はない。

しかし、以下の点に留意が必要である。

職員からの休暇・休業の申請に対して、使用者(上司)が「この仕事がいそがしいときに、いいよね。休みがとれて」「他の職員が困るのだけれど」等のいやみな言辞をばくことなく、職員の休暇・休業の申請を受理して、当該職員が行うべき業務の補充などの対応を使用者の責任できちんととるように各部局等に指導すること。